

平成 30 年 10 月 29 日  
総務省統計局

## 補足説明資料

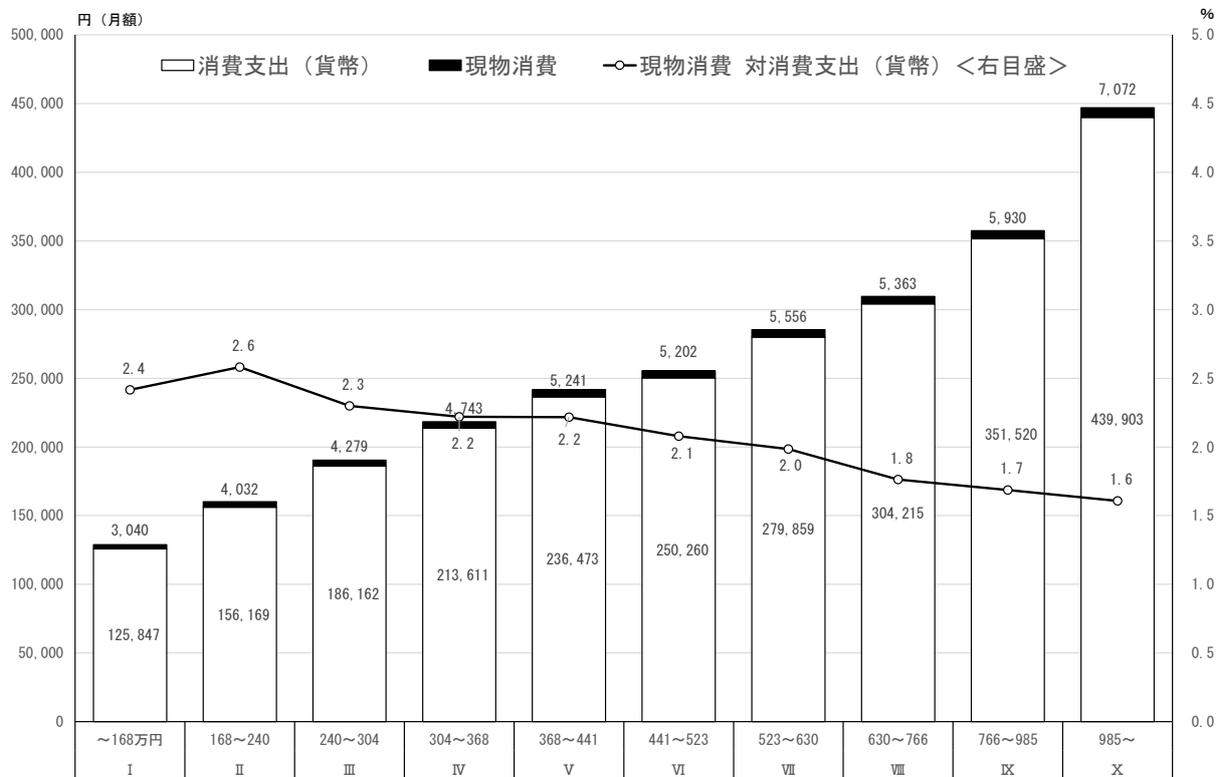
### 1 エコノミスト説明会について（報告）

総務省の統計調査結果をご利用いただいているエコノミストの方々を対象として、統計調査の変更事項等に関する説明会を開催し（平成 30 年 10 月 11 日及び 12 日の 2 回開催。計 14 名のエコノミストが参加）、次回全国消費実態調査の変更案（諮問内容）について説明及び質疑を行った。質疑の概要は別紙のとおり。

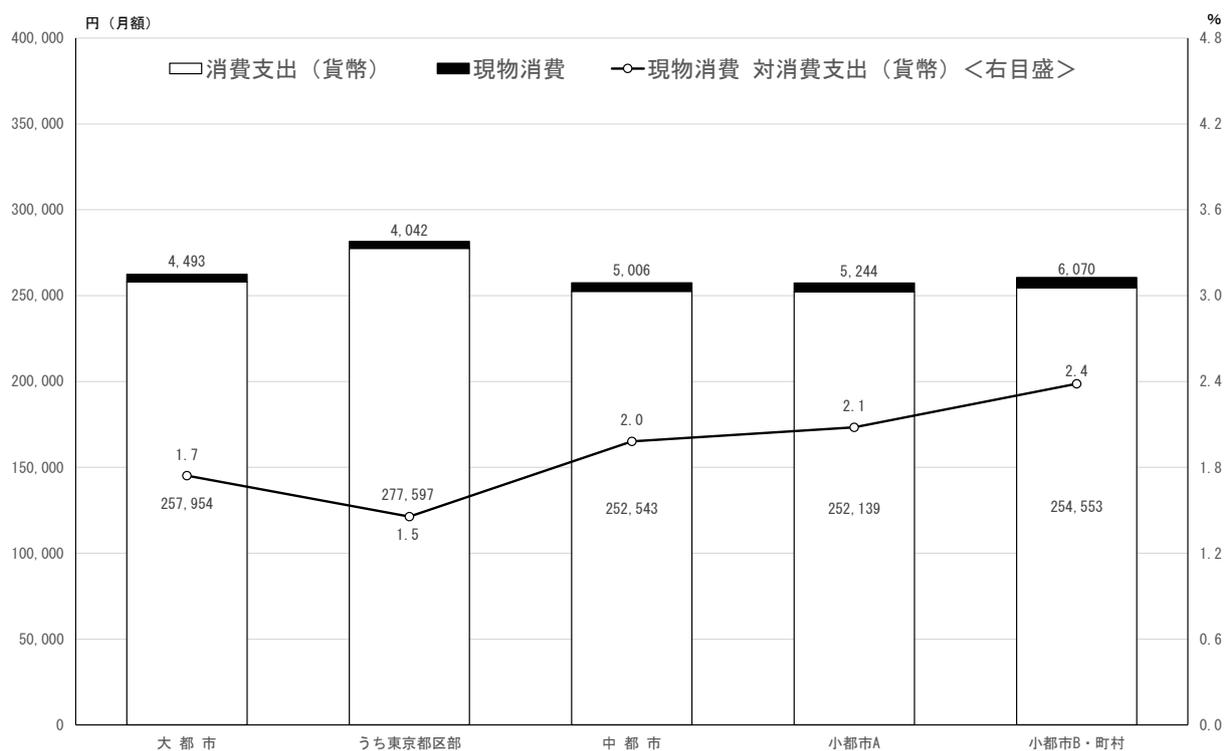
### 2 現物消費の状況

現物消費は、年収や都市階級による大きな差異は見られない。時系列的にみると減少傾向にある。

年収十分位階級別現物消費（総世帯）（2014 年）



### 都市階級別現物消費（総世帯）（2014年）



### 現物消費の推移（総世帯）

調査年次	消費支出(貨幣) 円	現物消費 円	現物消費 対消費支出(貨幣) %
1994年	309,923	11,289	3.6
1999年	294,628	8,564	2.9
2004年	280,440	6,274	2.2
2009年	263,439	6,451	2.4
2014年	254,402	5,046	2.0

(注)家計簿様式について、2004年までは現物をクレジットカード払いなどと同じ欄に毎日1ページずつ記入する様式、2009年以降は現物専用の欄を設け1冊（1か月間分）に4ページまで記入できる様式を採用。この様式変更が現物消費額に影響している可能性に留意。

### 3 廃止項目について

#### (1) 世帯票

##### ア 氏名

氏名は、年収、貯蓄・負債、学歴などの項目と組み合わせて調査することで報告者の記入忌避感を増大させる懸念がある項目であるため、世帯票から氏名を削除する。

なお、氏名を削除したことに伴い、世帯員の記入漏れを防ぐ観点から、最初に世帯の人数を尋ねる項目を設ける。

##### イ 育児休業の取得の有無（全国消費実態調査・家計調査第1回部会資料3の再掲）

###### (ア) 調査事項としていた目的・廃止理由

「育児休業の取得の有無」については、「少子化が進展している情勢や育児休業延長に関する政策が検討されていることを踏まえ、世帯の所得、資産と育児休業の関係性を精緻に捉えるため」2014年調査で調査事項としたもの。しかし、対象となる標本規模が小さく（2014年調査における「育児休業取得者がいる」集計世帯数は409）、行政機関による施策への利用実績もないことから、本項目については削除し、他方、追加する「ふだんの1週間の就業時間」において、休業状況を把握する。

###### (イ) 利用状況

e-Statの利用件数（公表後1年間のダウンロード数、フロー編、以下同じ。）は、130～160件程度と低調である（フロー編の他の表をみると、利用が多い結果表では3,000件程度、基本的な結果表では概ね500件以上）。

二次利用申請については、回帰分析の説明変数として、世帯票の調査事項を網羅的に用いる際に「育児休業の取得の有無」を含めて申請する例はあるが、これらの項目に着目した利用申請はみられない。

##### ウ 国公立・私立の別、各種学校・塾など

2014年調査に関する行政上の施策への利用がなく、子どもの在学校の種別に関する結果表の利用件数も少ない（e-Statの利用件数：100件台）。学校種別の設問事項について、2019年調査では調査対象を在学者から全世帯員に拡大し、通学・学歴状況を把握する項目へと変更することに伴い、またそれにより世帯の記入負担が増加することも踏まえ、本項目については廃止する。

## エ 勤め先又は自営事業の名称、事業の内容（産業分類）、本人のしている仕事の内容（職業分類）、勤め先の企業区分及び規模

2014年調査では、世帯員ごとに、勤め先又は自営事業に関し、「名称」、「事業の内容」、「本人のしている仕事の内容」及び「勤め先の企業区分及び規模」を調査していたが、調査世帯の忌避感が極めて強い調査項目（特に勤め先の「名称」及び「事業の内容」）である一方、統計利用における家計収支との関係は、世帯主及び職業に関する分析が中心である。このため、設問対象を世帯主のみとし、また、勤め先の「名称」及び「事業の内容」については廃止する（「産業」のe-Statの利用件数：100件台）。

## オ 介護をしている状況（全国消費実態調査・家計調査第1回部会資料3の再掲）

### （ア）調査事項としていた目的・廃止理由

「介護をしている状況」については、「高齢化が進展している情勢を踏まえ、世帯の消費と介護の関係性を精緻に捉えるため」2014年調査で調査事項としたもの。しかし、「介護をしている・介護をしていない」の設問による介護の有無の判断は、主観によるところが大きく、介護に要する時間や介護している者の状況（要介護等の程度、世帯内外の別・距離等）は多種多様であり、家計収支との関係の分析、家計構造の解析に用いる項目としては不明確・不明瞭な点が多く、行政機関による施策策定での利用も見られない。家計収支に関連する世帯の介護状況については、客観的な把握が可能な「要介護・要支援認定者の有無」で引き続き把握することとし、本項目については削除する。

### （イ）利用状況

e-Statの利用件数は、160～170件程度と低調である。

二次利用申請については、回帰分析の説明変数として、世帯票の調査事項を網羅的に用いる際に「介護をしている状況」を含めて申請する例はあるが、これらの項目に着目した利用申請はみられない。

## カ 要介護・要支援認定の状況

2014年調査では世帯員ごとの要介護・要支援の認定状況を調査していたが、統計利用においては、世帯内の要介護・要支援認定者の有無又は人数と家計収支状況との関係性の分析を目的とした利用であり、世帯主との続柄等の世帯員の属性と家計収支の関係性を分析するものではなく、次回調査において引き続き世帯員ごとに調査する意義は乏しい。また、各世帯員に対して要介護・要支援の認定状況を調査することは、よりプライバシーに踏み込んだ設問となる。このため、2019年調査においては、世帯員ごとではなく、世帯内の要介護・要支援認定者の有無及び人数を調査する設問とする。

## キ 子の住んでいる場所

「子の住んでいる場所」（近居の子）については、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の大規模調査実施年（2016年、2019年（審議中））や、2018年「住宅・土地統計調査」（総務省）においても調査している。

家計収支との関連性は低く、2014年調査に関する行政上の施策への利用がないほか、結果表の利用件数も少ない（e-Statの利用件数：100件台）ことから、本項目は廃止する。

## ク 被災に関する事項

被災に関する項目の調査対象数は2014年調査時で1,853世帯と標本規模が小さく、結果表の利用件数も少ない（e-Statの利用件数：160件程度）。行政上の施策への利用も見られないことから、本項目は廃止とする。

なお、2018年「住宅・土地統計調査」（総務省）でも、東日本大震災に関する項目を廃止している。

## ケ 住居への入居時期

「住居への入居時期」については、2018年「住宅・土地統計調査」（総務省）において調査している。家計収支との関連性は低く、2014年調査に関する行政上の施策への利用がないほか、結果表の利用件数も少ない（e-Statの利用件数：100件台）ことから、本項目は廃止する。

## コ 設備の有無

（「第1回部会資料3」の1（1）ウ（ウ）耐久財等調査票の廃止を参照）

## （2）年収・貯蓄等調査票

### ア ゆうちょ銀行（全国消費実態調査・家計調査第1回部会資料3の再掲）

「預貯金」預け先の金融機関の区分は、現在、「ゆうちょ銀行」と「その他の金融機関（ゆうちょ銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合、農協、労働金庫など）」の2区分となっており、このうち「ゆうちょ銀行」については、かつての「郵便局」への貯金としての区分を引き継いでいるものである。

他方で、預貯金現在高に関する利用は、「ゆうちょ銀行」を含む金融機関への預貯金現在高が主であり、区分した結果のニーズが高いわけではなく、政策面での利用も見られない。

「ゆうちょ銀行」が設立（郵政民営化）された2007年から、現時点で既に10年以上が経過しており、今後も引き続き、「ゆうちょ銀行」への預金のみ、銀行への預金とは異なる預金

として、別個に把握し続ける意義は、報告者負担にかんがみれば乏しくなっていると考えられる。

#### **イ 外貨預金・外債・外国株式**

調査世帯の回答負担を要する一方、各府省、都道府県の行政施策上の利用は見られないことから廃止する。

#### **(3) 耐久財等調査票、家計簿C**

(「第1回部会資料3」の1(1)ウ(ウ)耐久財等調査票の廃止を参照)

エコノミスト向け説明会議事概要  
(全国消費実態調査関係)

日 時：平成 30 年 10 月 11 日（木）16 時 30 分～18 時 00 分  
平成 30 年 10 月 12 日（金）16 時 30 分～18 時 00 分

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

出席者：エコノミスト 14 名（SMB C 日興証券、第一生命経済研究所、大和総研、ニッセイ基礎研究所、浜銀総合研究所、三井住友アセットメントマネジメント、三菱総合研究所、みずほ総合研究所）

同席者：白波瀬統計委員会人口・社会統計部会長

○ 次期全国消費実態調査について、喫緊の課題、主な見直し内容、調査期間・調査系統、基幹統計の設計概要など、同調査に係る諮問内容について、消費統計課から概要を説明

○ 質疑の概要

● 全国消費実態調査について、耐久財等調査票を廃止することだが、エアコンや冷蔵庫など保有率がほぼ 100%のものはともかく、自動車のライドシェアのような所有から利用への流れもある中で、廃止にする経緯を教えてください。（10 月 11 日出席者）

⇒ 内閣府が月次で公表している「消費動向調査」でも、県別ではないものの耐久財や自動車の保有状況について調査を行っており、そちらとの役割分担を考える段階にきていると思う。

家計調査は毎月の調査であり調査員も慣れているが、全国消費実態調査は 5 年に一度の複雑な調査のため、調査員を集めにくく、調査世帯の負担も大きいという現状がある。また、全国消費実態調査の調査事項のうち、金融資産については他調査の標本規模が小さいこともあり、高齢化を踏まえると調査を続けていく必要性が高いが、一方で耐久財の結果についてはあまり使われていない。こうしたことから、耐久財等調査票については、やむなく廃止することとした。

● 全国消費実態調査について、基本調査と簡易調査に分けることで、単身世帯等の消費について精度を上げるという方針は評価できる。ただ、調査期間が 3 か月から 2 か月になるなど調査体系が大きく変わってしまう中、過去の結果との接続はどうするのか。（10 月 11 日出席者）

⇒ 結果への影響が大きい変更は調査期間を 3 か月から 2 か月に短縮することだが、少なくとも 2014 年まで遡って調査期間を 2 か月にした場合の結果を公表するなど、過去の

結果と比較可能となるよう準備する。また、基本調査と簡易調査にわけることによる断層は大きくないのではないかと考えるものの、調査の状況を踏まえて、必要に応じ断層に関する補助情報を出していきたい。

- 次の全国消費実態調査の調査時期は消費増税による反動減の時期と重なるが、この影響を除いた結果を出さないのか。(10月11日出席者)
  - 全国消費実態調査について、次回の調査時期である2019年10・11月は、消費増税による消費の反動減の時期に当たると思われるが、消費増税による影響を調整した数値の公表予定はあるか。(10月12日出席者)
- ⇒ 反動減の影響を直接示すことは考えていない。消費税率改定の影響については、全国消費実態調査の公表より先に公表される家計調査の結果により、利用者で十分な分析がなされるものと考えている。また、支出の調査結果には季節性が存在するため、全国消費実態調査の結果と家計調査等の結果から推定した、全国消費実態調査の年平均推定値を公表することを考えている。現在研究段階ではあるが、推定がうまくいけば、駆け込み需要や反動減の影響が緩和された数値を出すことができると思われる。